

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく処分の基準

第1 趣旨

この基準は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）に基づき、知事が行う不利益処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準で使用する用語の定義は、法及び行政手続法の定めるところによる。

第3 不利益処分の適用

この基準は、法第18条、第19条第1項各号、第22条及び第23条の規定に基づく処分に適用する。

第4 二以上の処分事由に当たる場合の処分

- (1) 不利益処分を受けていない二以上の違反行為について不利益処分を行う場合は、当該違反行為のうち最も重い不利益処分の内容とする。
- (2) その重さの序列は、重い順から、登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令とする。

第5 事業停止命令の期間

- (1) 事業停止命令の期間については、法第19条第1項の規定により6か月以内とし、原則として開始日から終了日まで連続して行うものとする。
- (2) 悪質な違反の場合又は情状が認められる場合には、処分の加重又は軽減を行うことがある。
- (3) 事業停止命令の始期は開始日の午前9時、終期は終了日の午後5時とする。

第6 事業停止命令の時期

法第11条第1項の規定による業務規程に定めた営業期間内であって、原則として事実上休業するものが多い時期を除くものとする。

第7 不利益処分をしようとする場合の手続

不利益処分をしようとする場合には、行政手続法及び山形県聴聞の手続に関する規則（平成6年県規則第66号）の規定に基づき、手続を行うものとする。

第8 不利益処分の公表

不利益処分を行った場合は、その事実を公表することがある。

第9 関係機関への連絡

不利益処分を行った場合は、必要に応じ、その処分内容について、関係機関へ連絡する。

附則

この基準は、平成25年3月28日から施行する。